

分野別研修 地域生活定着促進事業に関する基礎知識⑤

地域生活定着促進事業に関連する障害福祉施策

令和5年度地域生活定着支援人材養成研修 初任職員研修

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 藤川雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

講義の流れ（30分）

【獲得目標】地域生活定着支援センターの業務に関連する障害のある人に対する福祉に関する支援についてアウトラインを理解する。(関連する分野等についても幅広く理解し、活用方法や効果的な連携手法について理解する)

障害福祉施策について

- 障害福祉施策の概要
- 障害者総合支援法の概要
- 障害福祉サービス等の利用プロセス
- 矯正施設等からの退所と地域生活支援

障害福祉施策の概要



障害者の支援等に関する法律（例）

●福祉サービス等

- ・ 障害者総合支援法
- ・ 児童福祉法
- ・ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 医療的ケア児支援法（議法）
- ・ 障害者雇用促進法

●理念その他

- ・ 日本国憲法
- ・ 障害者権利条約、子どもの権利条約
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者虐待防止法、児童虐待防止法
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 読書バリアフリー法

【参考（行政サービスや施策のポータルサイト）】

e-gov: <https://www.e-gov.go.jp/>

尊厳のある暮らし
の支援施策
本人の支援と
社会変革（共生社会）

尊厳が保たれな
かった歴史
【改善はすれど
現在も継続】

○ 対象者像としての総合化 ≡ **制度の狭間の対象者を減らす**

- ・ 身体以外は手帳の有無を問わない。
 - ・ 3 障害を一元化し、発達障害や難病等を含む。
 - ・ 障害の程度を原則前提としない。（一部給付基準等は有）
- ※障害の社会モデルや生活モデルの考え方と障害者権利条約

○ サービス等の総合化

- ・ 福祉サービスや医療等のサービスを総合的に給付。
- ・ 日常生活と**就労**（社会生活）を総合的に支援
- ・ 実施主体を市町村に一元化

※児童は児童福祉法に一元化、所管省庁もこども家庭庁に一元化
（「障害者である前に人間」「障害児である前にこども」）

【参考】障害者基本法における定義（第2条）

一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**をいう。

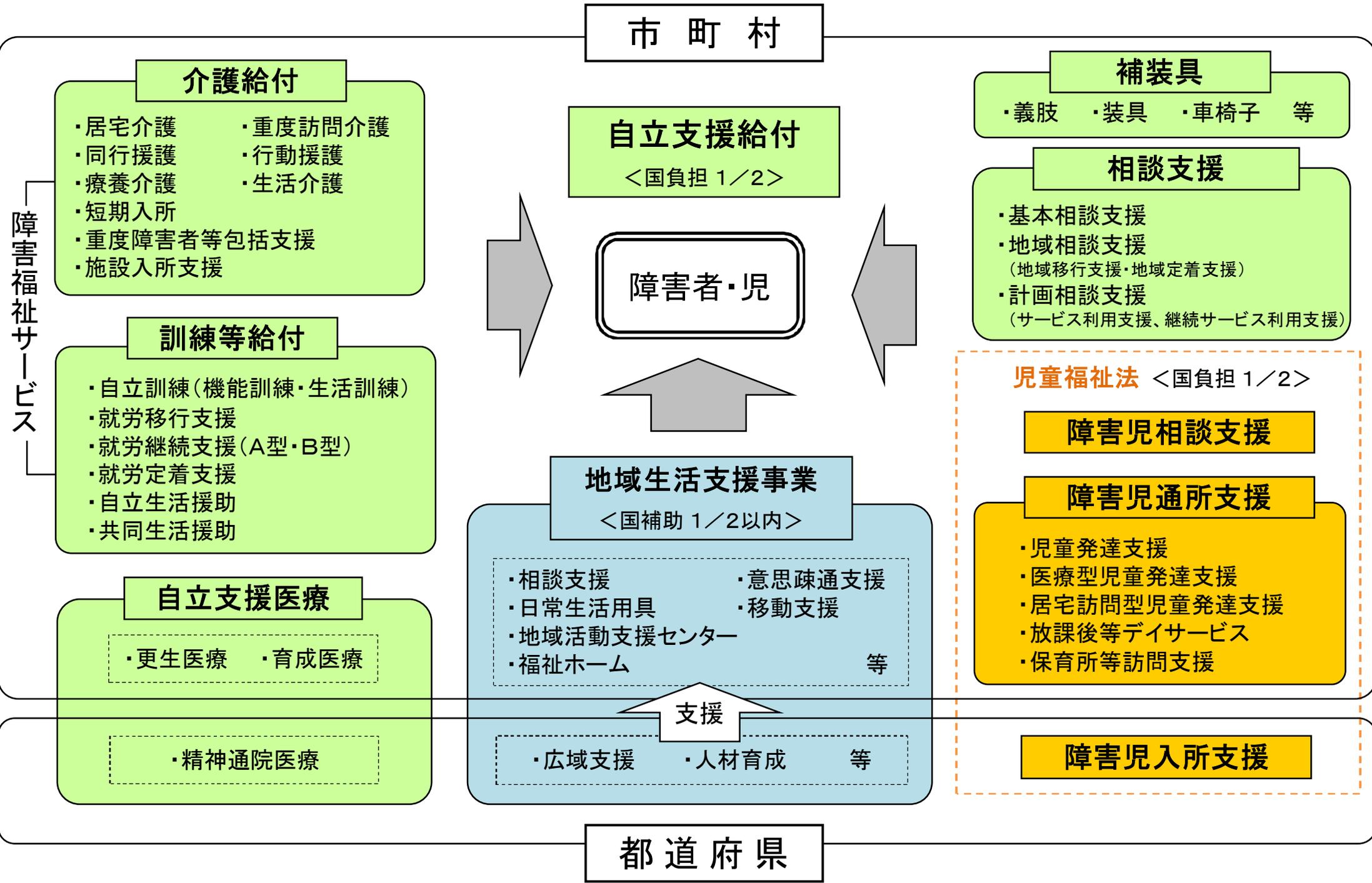
二 社会的障壁

障害がある者にとつて**日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**をいう。

障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法第一条（目的）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

			サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	200,783	21,853
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,458	7,527
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,584	5,741
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	14,005	2,072
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	52,504	5,641
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,135	260
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	303,462	12,526
施設系	施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,194	2,553
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,247	296
		共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	172,901	12,673
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,217	183
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,441	1,312
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,315	2,934
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	85,421	4,415
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	333,690	16,295
訓練系・就労系	訓練等給付	就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,332	1,538

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5 年 4 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	136,614	10,911
		医療型児童発達支援 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,416	86
		放課後等デイサービス 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	335,059	20,307
		居宅訪問型児童発達支援 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	336	118
訪問系	障害児に係る給付	保育所等訪問支援 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	12,028	1,349
		福祉型障害児入所施設 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,247	181
入所系	障害児	医療型障害児入所施設 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,658	197
		相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
障害児相談支援 児 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	108,189			6,421
地域移行支援 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	617			328
地域定着支援 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,132			548

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5年 4月サービス提供分（国保連データ）



障害福祉サービス等の利用プロセス

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給決定プロセスと計画相談について

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

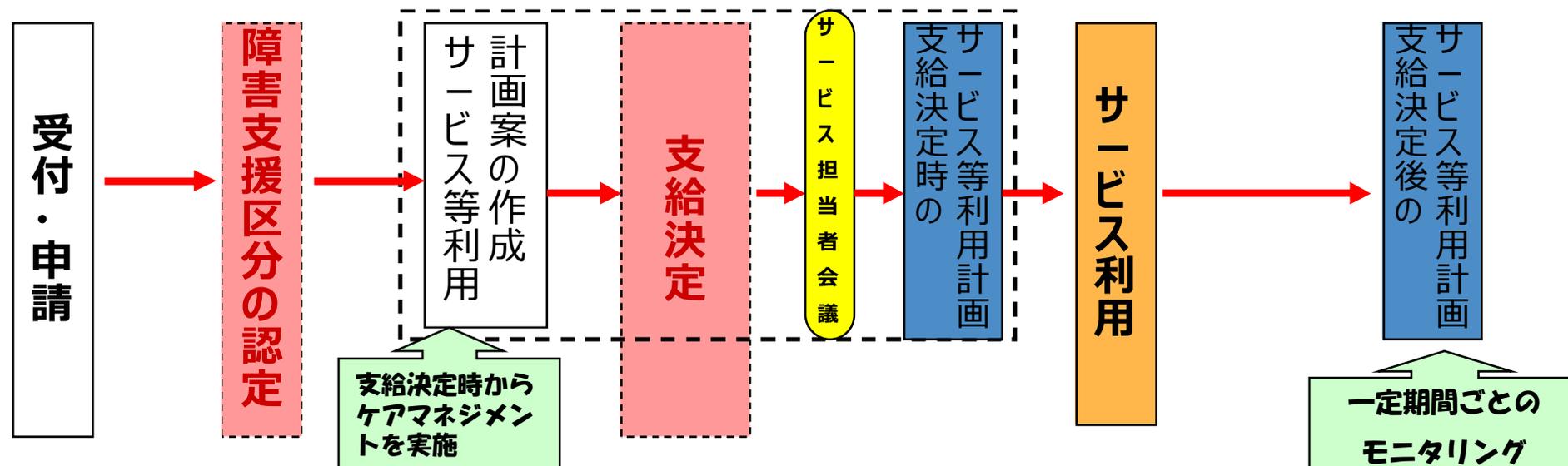
○ 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。
- * 省令で定める場合とは、障害福祉サービス等の利用申請を行った場合（すべてのサービス利用申請者が対象）。ただし、居宅介護支援・介護予防支援の対象となる場合には、市町村が認める場合。

○ 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）を支給する。

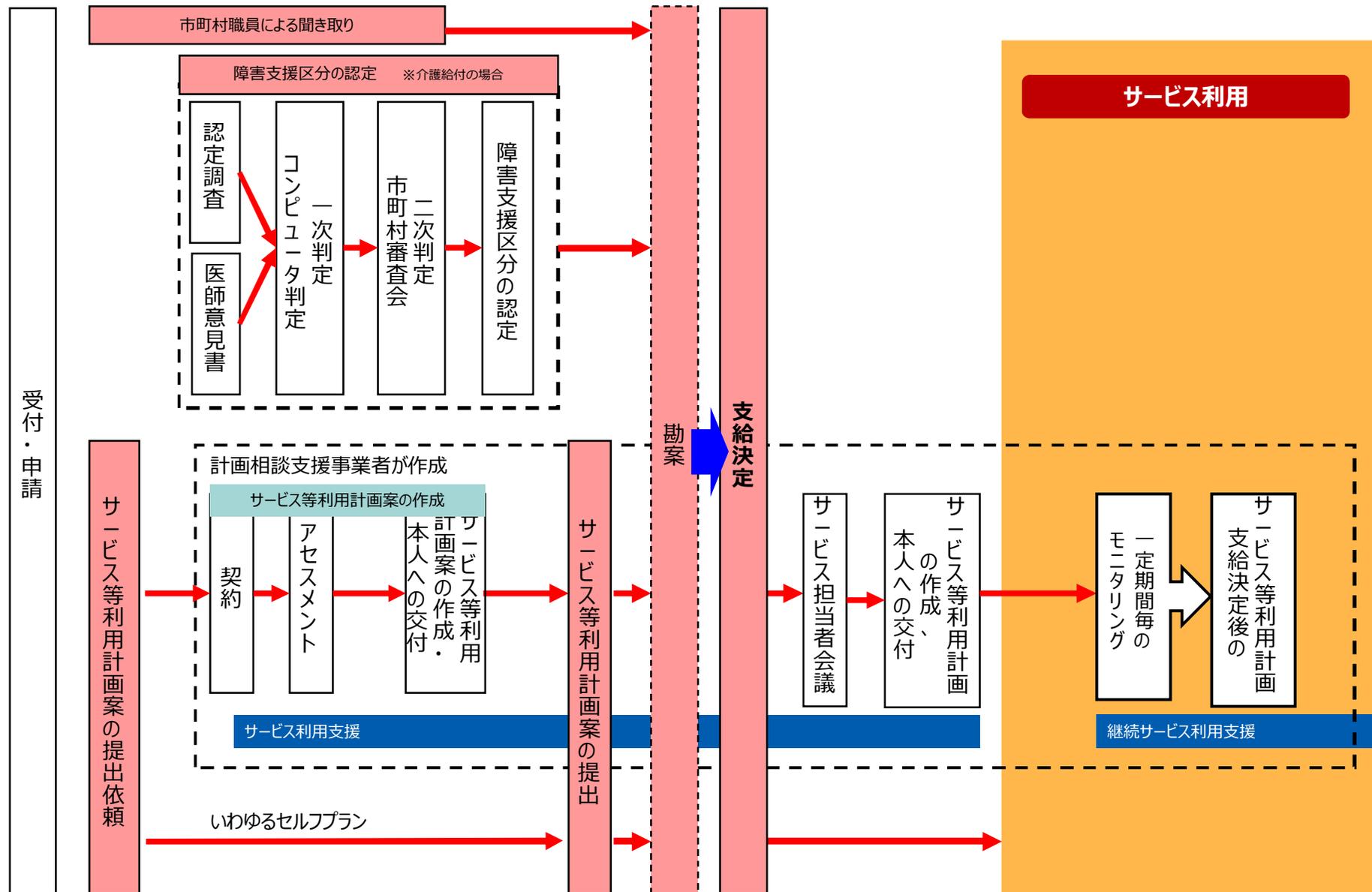
○ 障害児通所支援の利用についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

- * 障害児が障害福祉サービス等を利用しようとする場合は、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害者総合支援法のサービスと児童福祉法の支援を併用する場合の障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成し、障害児相談支援の給付費を算定する。）



サービス利用支援費・障害児支援利用援助費

継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費



居住地特例について

- 障害者総合支援法に規定する特定施設に該当する施設に入所した場合、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、その支給決定は当該施設入所前の市町村が実施することとされている。（居住地特例（障害者総合支援法第19条））

※特定施設とは、

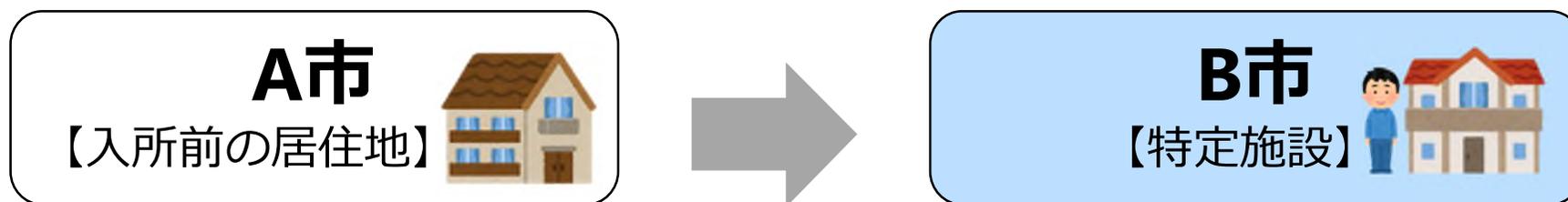
- ①障害者支援施設
- ②のぞみの園
- ③児童福祉施設

- ④療養介護を行う病院
- ⑤生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- ⑥共同生活援助を行う共同生活住居

令和4年改正により

⑦介護保険施設が追加

前提：A市にいた者が、B市の特定施設に入所した場合



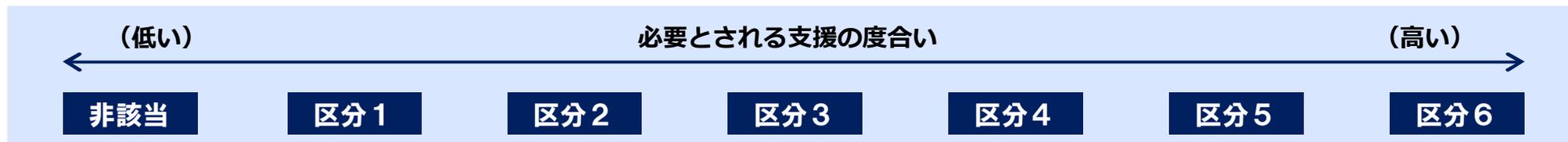
➡ **A市**が支給決定の実施主体

※ 入所前の居住地が明らかでない場合は居住地ではなく所在地

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

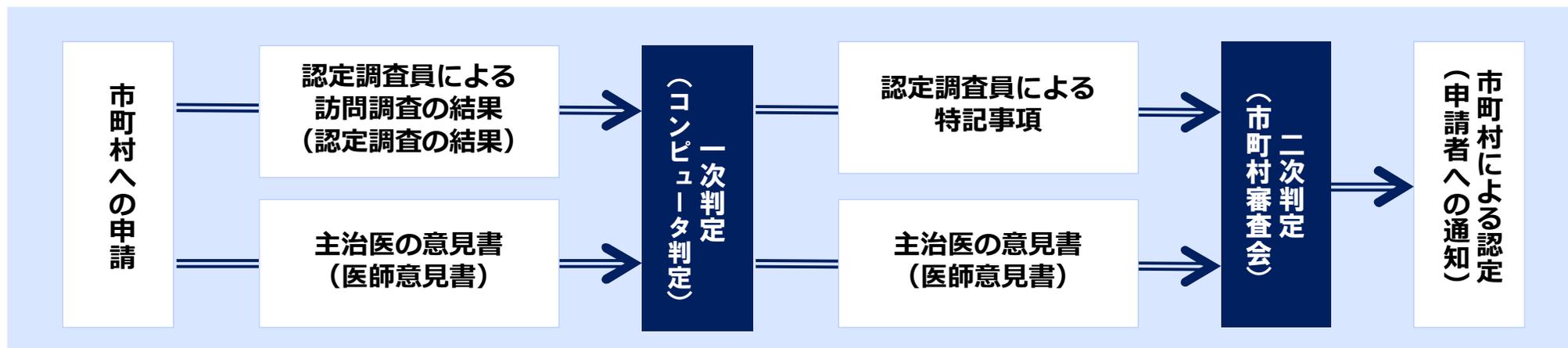
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から**介護給付費等の支給に係る申請**を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

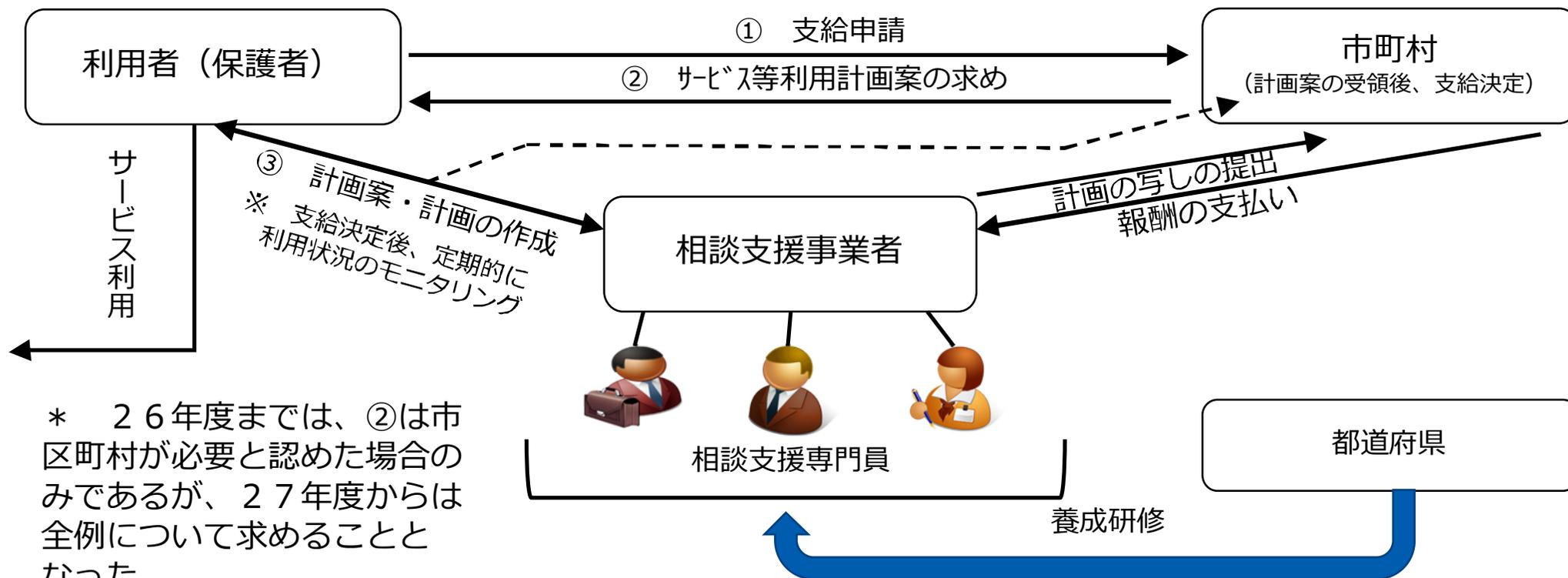
計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

(利用プロセスのイメージ)



* 26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなった。

利用者負担額とその上限月額

障害福祉サービスの費用には利用者負担があり、そのサービス利用量に応じ1割の定率負担。

定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じ月額負担額上限額を設定。（平成24年4月からは法律上も応能負担を明確化）

障害者

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円 ^(注1) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。 ^(注2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象。

(注2) 入所施設利用者(20歳以上)・グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

利用者負担上限額算定に係る世帯の範囲

利用児者の別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害児

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象

【幼児教育の無償化】

対象サービス：児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
(一部費用については除外あり)

対象利用児：3歳～5歳 すべての世帯
0歳～2歳 住民税非課税世帯

※その他の負担を軽減する措置

- ・補足給付（家賃や食費・光熱水費の負担軽減）
- ・利用者負担額を支払うことにより生活保護を要する者（境界層該当者）への利用者負担や食費等実費負担額の減免措置
- ・障害福祉サービスを利用者が、65歳に到達したというだけで利用者負担が増加する事態を解消するため、利用者負担を軽減する措置（高額障害福祉サービス等給付費制度）

65歳
まで

障害福祉サービス

- ・ 居宅介護 (ホームヘルプ)
- ・ 生活介護 (デイサービス)
- ・ 重度訪問介護 (ホームヘルプ)
- ・ 短期入所 (ショートステイ)
- ・ 就労継続支援
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- 等

介護保険に相当するサービスがある障害福祉サービス

障害福祉固有のサービス

原則

個別の状況 = 介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合

65歳
以降

利用していた障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに移行

① 介護保険サービス + 障害福祉サービスの一部利用

② 障害福祉サービスを引き続き利用

障害福祉サービスを引き続き利用

個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

- ① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適切なサービス量を確保することができないものと認められる場合
- ② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
 例えば ・ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
 ・ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

矯正施設等からの退所と地域生活支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

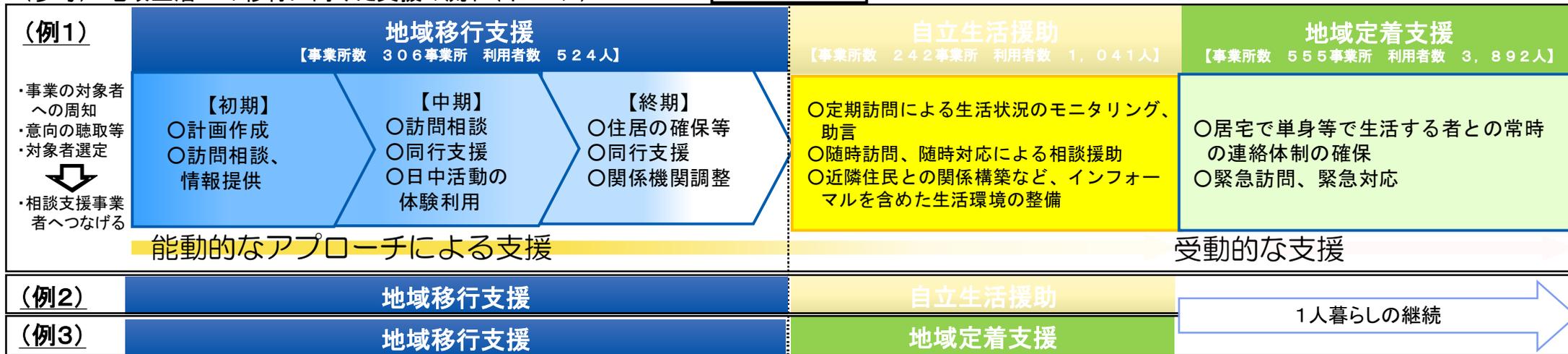
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



【精神科病院・入所施設】

相談支援事業者との連携による地域移行に向けた支援の実施

通院、デイケア、訪問看護



日中活動の体験利用
【障害福祉サービス事業所】

日中活動、居宅サービス利用



外泊・宿泊体験
【自宅、アパート、グループホーム等】

住まいの場の支援

連携

連携

自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村か基幹相談支援センターにまずは相談します。

相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合

委託 市町村
市町村障害者相談支援事業

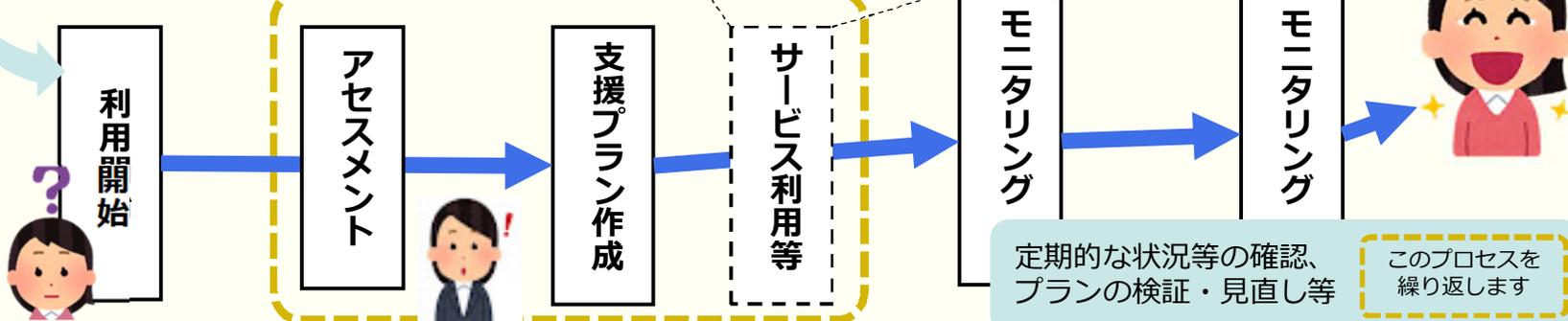
障害福祉サービス等を利用する場合

計画相談
指定特定相談支援
指定障害児相談支援

例



各種支援（サービス）等利用
(地域にある様々な福祉サービス等を調整や他の専門機関等へのつなぎを行います)



定期的な状況等の確認、プランの検証・見直し等

このプロセスを繰り返します

計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ①ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
- ②面談や同行等をしなが、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
- ③利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。

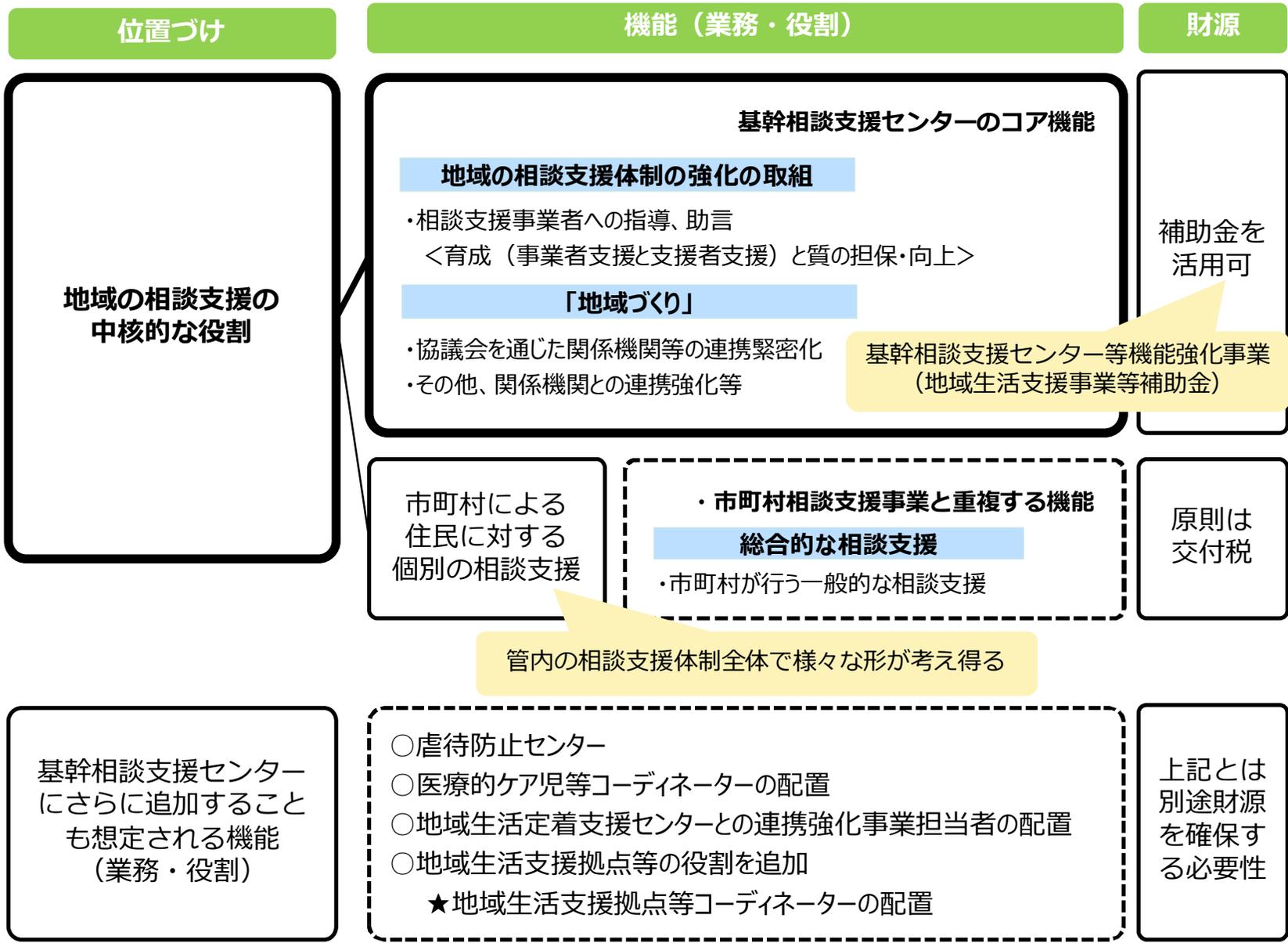
このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

現行の相談支援体制の概略

	相談支援事業名等	配置される人員	業務内容 (相談支援事業実態調査)	実施状況等
地域生活支援事業	基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% ※箇所数は1,156ヶ所 (R4.4)
	障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	■ 全部又は一部を委託 1,575市町村 (91%) ■ 単独市町村で実施 1,046市町村 (60%) ※R4.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
個別給付	指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,152ヶ所(19%)
	指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4)

基幹相談支援センターの役割（イメージ）

本イメージは現在検討中のものであり、今後修正等もありうる



管内の相談支援体制全体で様々な形が考え得る

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

令和4年度予算額：518億円の内数

【事業目的】 障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。） 、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

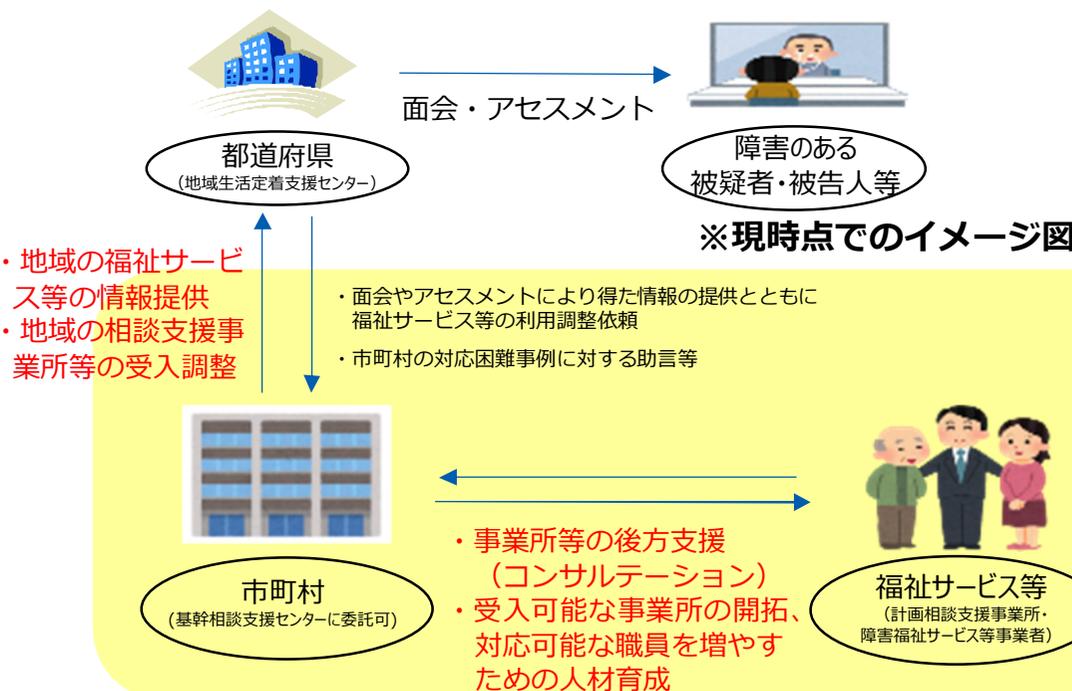
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



まとめ



まとめ

【獲得目標】地域生活定着支援センターの業務に関連する障害のある人に対する福祉に関する支援についてアウトラインを理解する。(関連する分野等についても幅広く理解し、活用方法や効果的な連携手法について理解する)

障害福祉施策について

- 障害福祉施策の概要
- 障害者総合支援法の概要
- 矯正施設等からの退所と地域生活支援
- 障害福祉サービス等の利用プロセス

●地域につなぐ支援・障害福祉分野につなぐ支援【多機関連携】

★お互いを知って役割を協議・共有する。同じ方向を向く。

- 「つなぎ先（地域での連携相手は誰か）を知る」
- 「相手（のフィールド&バックグラウンド）を知る」
- 「協働して本人が暮らすことができる地域をつくる」

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携

地域における連携体制の構築



情報連携

関係者が一堂に会することは情報連携、支援の検討どちらにも重要

協働での支援方針の検討等

ネットワーク構築

地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。



オンラインの利活用も可能

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

課題の共有、解決策の検討

(個別の課題から地域の課題へ)

- 自治体、基幹相談支援センターと地域生活定着支援センター、刑事司法の連携
- (自立支援) 協議会を活用した検討、ネットワーク構築

矯正施設等

保護観察所等

直接(自立支援)協議会に参画することもありうる。

地域生活定着支援センター

連携

基幹相談支援センター

市町村

協議会事務局

(自立支援) 協議会

企業・就労支援

民生委員、地域の関係者

障害当事者

居住支援関係者

高齢者福祉・介護

教育、子ども・子育て支援

保健・医療

障害福祉サービス事業者

相談支援事業者(※)

(※) 障害者相談支援事業受託事業者が本図に言う基幹相談支援センターの役割をしている場合もある。

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。**（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R3.4月時点） 市町村：1,687自治体(設置率96.9%) ※協議会数：1,201箇所
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

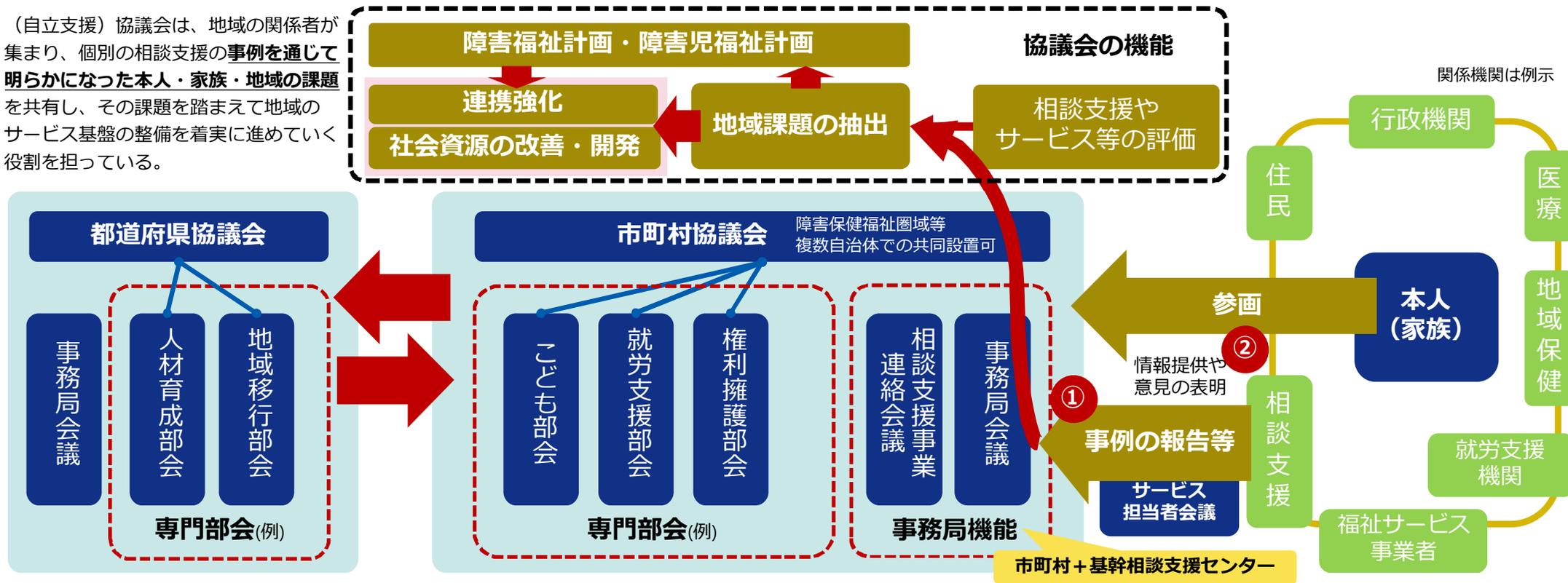
新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

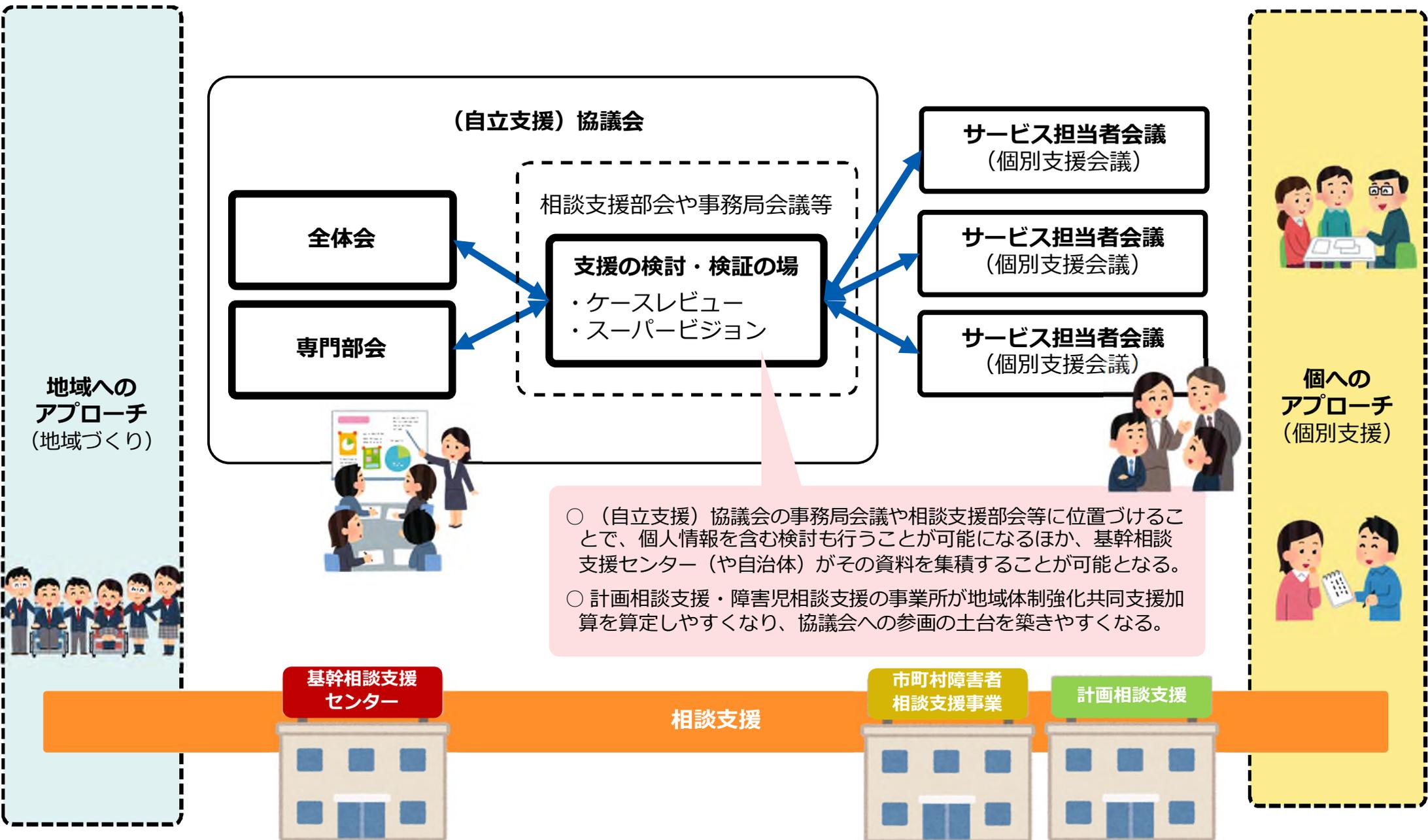
(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



- （自立支援）協議会の事務局会議や相談支援部会等に位置づけることで、個人情報を含む検討も行うことが可能になるほか、基幹相談支援センター（や自治体）がその資料を集積することが可能となる。
- 計画相談支援・障害児相談支援の事業所が地域体制強化共同支援加算を算定しやすくなり、協議会への参画の土台を築きやすくなる。